

## 理事、監事に対する報酬等の支給基準

定款第29条の記載の通り、公益社団法人東京子ども子育て応援団（以下「この法人」という）の理事及び監事は、無報酬とする。また、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当についてもこの法人からは支給しない。ただし、その職務を行うために要する費用については、この法人から当該理事または監事に対して支払いをすることができる。